

制度整備の全体像について

令和8年6月18日(木)
文部科学省初等中等教育局教科書課

1. 制度整備の全体像と本検討会議の役割について

- 令和12（2030）年度からデジタルな形態を含む教科書が小学校で使用されることを見据え、様々な制度整備が必要となる。
- 本検討会議の役割は、そうした制度整備のうち、特に「**教科書発行者や教育委員会・学校等が新たな制度の下で教科書を発行や採択・使用するに当たっての判断に資する指針**」を示すことであり、他の会議体等における議論とも連携しつつ、大所高所の議論を展開する必要がある。

| | ①政省令、告示等 | ②発行・採択、使用の考え方 | ③デジタル部分の検定 | ④デジタル部分の標準仕様 | ⑤効果・影響等の実証研究（活用事例の創出・横展開を含む） | ⑥デジタル形態の教科用特定図書等の標準規格 |
|--------------|--------------|-------------------------|--------------------------------------|---|---|---|
| 令和8（2026）年度 | 年度中に所要の改正を実施 | 秋頃までに本検討会議のとりまとめ、大臣指針策定 | 秋頃までに教科用図書検定調査審議会にて検定審査の在り方についてとりまとめ | 年度末までに「デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業」（令和7年度補正予算）でとりまとめ | 「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」等の枠組みにより、 ①現行のデジタル教科書を基にした効果・影響の把握を進めるとともに、 ②制度改正後を見据えた適切な紙・デジタルの使い分けに係る授業の実践事例等の創出・横展開 | 年度末までに、有識者会議で検討の上、検定教科書の内容をそのままデジタル化した「デジタル形態の教科用特定図書等」の標準規格についてとりまとめ |
| 令和9（2027）年度 | / | 大臣指針も踏まえた著作・編集 | / | 標準仕様を踏まえた各社ビューアの改修 | | 標準規格を踏まえた発行 |
| 令和10（2028）年度 | | 大臣指針も踏まえた検定手続 | | 令和12年度使用教科書（小学校）の検定 | | |
| 令和11（2029）年度 | | 大臣指針も踏まえた発行、採択 | | 令和13年度使用教科書（中学校）の検定 | | |
| 令和12（2030）年度 | | 大臣指針も踏まえた学校現場での使用 | | 令和14年度使用教科書（高等学校低学年）の検定 | | |

※このほか、デジタルな形態を含む教科書への著作物の掲載に係る補償金の算出方法について、文化審議会に諮問の上、定める予定。

2. デジタル部分の検定の在り方の検討等について

○教科書検定の改善に関する検討課題（令和8年4月14日令和8年度教科用図書検定調査審議会総会・総括部会合同会議 資料4）（抄）

（1）デジタルな形態を含む新たな教科書に対応した検定審査について（抄）

<検討課題>

① 文字や図画以外のデジタルコンテンツの審査方法

- 制度改正が実現した場合、教科書の内容として、文字や図画以外にも動画や音声などの様々なデジタルコンテンツが含まれる得ることとなる。そのような場合に、主たる教材である教科書として適切なデジタルコンテンツの内容や、ふさわしい掲載の在り方についてどのように考えるか。
- 一般に、図鑑やドリル、ゲーム等の多様なデジタルコンテンツがある中、審議まとめにおいては、当該教科書以外の外部サイトへのリンクについて「教科書の一部として位置付けられるもの限定して認めるべき」とされていること、また、次期学習指導要領の検討においては教科書の重点化・分量の精選等により「余白」を生み出していくべきとの方向が示されていることも踏まえた上で、主たる教材である教科書に掲載することが認められる範囲、また認めるべきではない内容について、整理が必要ではないか

② デジタルの「機能」の審査方法

- 検定審査は教科書の「内容」を審査するものであることから、記載された内容の正確性等の審査は、デジタルコンテンツそのものの審査において行うこととし、当該デジタルコンテンツに付随する上記のような再生機能や動作機能についてはデジタルの「機能」として整理し、教科書発行者において適切に作動することを確認すべきものとすることが考えられるのではないか。

③ 動画・音声の「内容」に係る審査方法

- （略）動画固有の審査の観点として、以下の論点について検討することが必要ではないか。
 - （ア）・（イ） （略）
 - （ウ） 教科書に掲載される動画総量についてどのように考えるか。次期学習指導要領の検討内容や現行の紙の教科書の二次元コード先に掲載されている教材としての動画の実態、学校種、教科・科目の特性等の観点から検討が必要ではないか。
 - （エ） （略）

3. デジタル部分の標準仕様について

デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業

令和7年度補正予算額

2億円



文部科学省

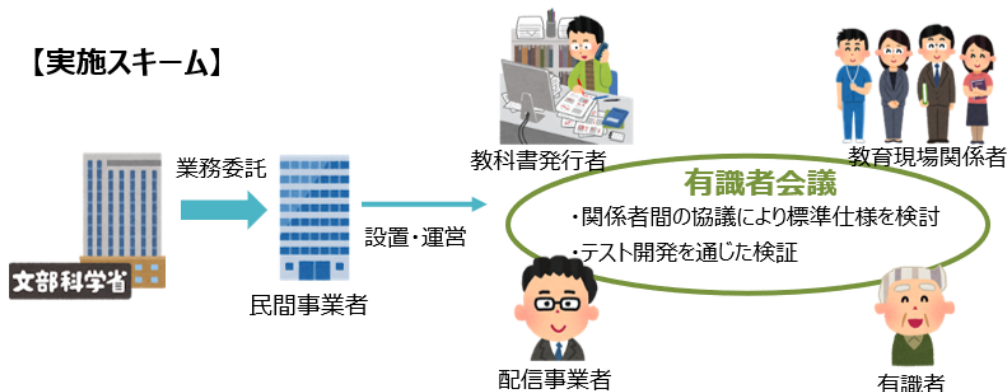
現状・課題

- 教科書の形態としてデジタルも認めるべきとした中教審WGの審議まとめを踏まえ、デジタルな形態も含む教科書が標準的に実装すべき機能（標準仕様）等について検討する必要がある。
- デジタルな形態を含む教科書は、所要の制度改正を前提として令和12（2030）年度の導入が見込まれるところ、令和8年度の早期から教科書発行者が著作・編集の企画に取り組めるよう、できるだけ早期に環境整備を行う必要がある。

事業内容

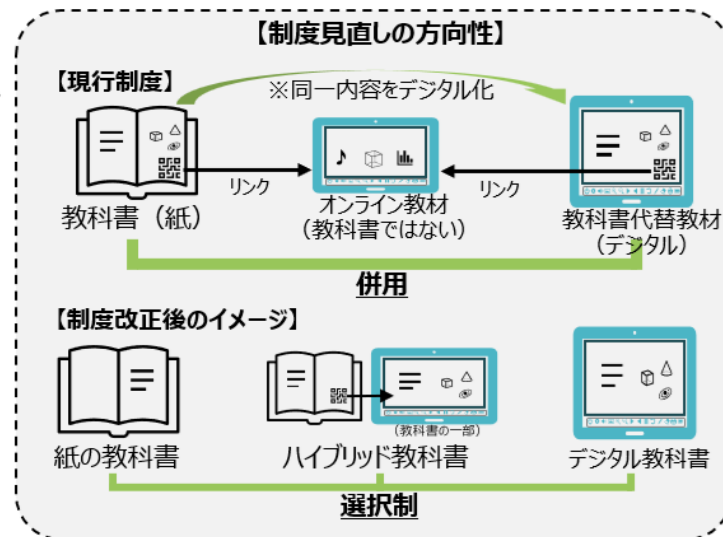
本事業で新たに設置する検討会議において、教科書発行者、配信事業者、教育現場関係者及び有識者等の間の検討・協議を行うことで、デジタルな形態も含む教科書の標準仕様を定めるとともに、実際のテスト開発を通じた検証を行う。

【実施スキーム】



成果

デジタルな形態を含む教科書が必要な機能を含むかたちで発行されることにより、個別最適で協働的な学びが広く実施され、予測困難な時代における「生きる力」の育成に資することとなる。



標準仕様として検討する機能（イメージ）

- ・アクセシビリティ確保のための機能
 ルビ、色反転、音声読上げ、ナビメニューのUI標準化等
 - ・コンテンツの表示、操作等に関する機能
 画像サイズ最適化、動的表示、動画再生、グラフ・図形の操作等
 - ・ユーザー管理に関する機能
 アカウント管理、ライセンス管理、SSO認証等
 - ・通信障害発生時やライセンス期間終了後の閲覧のための機能
 印刷、ダウンロード等
 - ・コンテンツの拡散防止のための機能
 電子透かしによる利用者情報の付与等
- 等

4. 効果・影響等の実証研究について



学習者用デジタル教科書の導入

| | |
|------------|-------|
| 令和8年度予算額 | 17億円 |
| (前年度予算額) | 17億円) |
| 令和7年度補正予算額 | 2億円 |

背景 ・ 課題

(注1)

- デジタル教科書については、令和6年度から、小学校5年生から中学校3年生を対象として「英語」、その次に現場のニーズが高い「算数・数学」を段階的に導入。(注1) 紙の教科書の内容をそのままPC・タブレット等で表示する「教科書代替教材」を指す。
- 一方で、デジタル教科書を実践的に活用している教師の割合は、増加傾向ではあるが、令和6年度時点では約6割という状況。
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資するデジタル教科書のより一層の効果的な活用について、研究・発信を行うことで、デジタル教科書の導入効果を最大限に発揮し、児童生徒の学びの充実に図ることが重要。

デジタル教科書の効果的な活用を促進することにより
児童生徒の学びの充実や障害等による学習上の困難の低減を実現

事業内容

① 学習者用デジタル教科書購入費

1,529百万円 (1,545百万円)

- 全ての小・中学校等（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む。以下同様）を対象として、英語のデジタル教科書を提供する。
- 一部の小・中学校等の小学校5年生～中学校3年生を対象に算数・数学のデジタル教科書を提供す

対象
校種
・
学年

国・公・私立の小学校5・6年生、中学校全学年（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級も同様に対応）

(注2)

③ デジタル形態を含む教科書の標準仕様等に関する調査事業

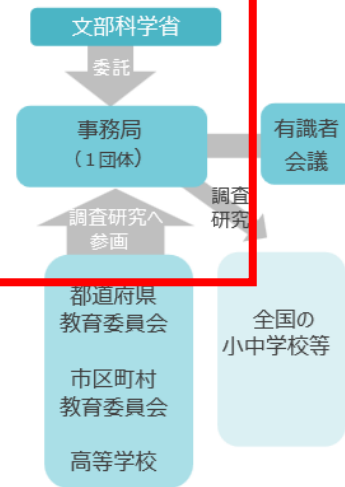
189百万円 (新規) [令和7年度補正予算]

- 教科書の形態としてデジタルも認めるべきとした中教審WGの審議まとめを踏まえ、新たに設置する検討会議において、教科書発行者、配信事業者、教育現場関係者及び有識者等の間の検討・協議を行うことで、デジタルな形態も含む教科書の標準仕様を定めるとともに、実際のテスト開発を通じた検証を行う。

(注2) 中教審の審議まとめを踏まえ、教科書の形態としてデジタルも取り入れることを可能とした場合の、新たな教科書を指す。

② 学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業 168百万円 (127百万円)

- デジタル教科書の全国的な活用状況や効果的な活用方法に関する調査研究を実施する。※高等学校での授業実践等のモデル創出メニューを新たに追加。【拡充】
- 都道府県・市区町村教育委員会における、効果的な活用を展開するための研修モデルについて調査研究を実施する。



(担当：初等中等教育局教科書課)